

資料集

資料 1 小金井市公民館基本方針	1
資料 2 公民館講座から生まれた活動団体事例	2
資料 3 本館仮移転後の公民館空白地域	3
資料 4 三多摩地区の公民館の動向	4
資料 5 公民館費用（施設使用料）の受益者負担について	6

【資料 1】 小金井市公民館基本方針

2008/7/25

誰もが気軽に立ち寄り、共にまなび、共にふれあう市民交流を進める身近な社会教育・文化機関として市民に生涯学習の機会を提供し、各種の活動を支援する。その具体的実現のため、以下の運営、事業、評価、広報を定める。

1. 運営

- (1) 公民館運営審議会委員、企画実行委員の他、公民館の運営に市民参画を積極的に取り入れる。必要に応じて関連諸機関や市民団体と協働する。
- (2) 職員、公民館運営審議会委員、企画実行委員の三者がそれぞれの役割を果しながら連携し、意思疎通を図るため、三者合同の研修会を毎年開催する。
- (3) 各館は、それぞれ地域の特性を生かした取り組みを実施し、相互協力を進める。
- (4) 幅広い層の市民の利用の便宜に配慮したサービスや取り組みを推進するため、公民館利用者の意見を幅広く取り入れる。
- (5) 社会情勢の変化に的確に対応するため、公民館利用者の意見を反映した毎年度の重点施策を館長が提案し、公民館運営審議会での審議を経て決定する。

2. 事業

- (1) 事業の実施に当たっては必要に応じて公民館から育った自主サークルを始め、市内の多様な人材や学校、図書館、博物館、商工会、社会福祉協議会、社会教育団体、NPO 法人等の諸機関・諸団体と協力し公民館事業の充実を図る。また、地域の行事への参加等で地域社会との連携に努める。
- (2) 主催講座では、環境や社会制度などに関する今日的課題、地域が抱えている課題、現代社会を心豊かに生きてゆくための課題等を主体にして、それらを共に楽しく学ぶ工夫をする。
- (3) 市民の企画による自主講座を公募し、講座の運営を支援する。
- (4) 自主的な仲間づくりやサークル・市民団体の公民館での活動を支援する。
- (5) 毎年、各館毎に公民館まつりを開催し、サークル活動の成果発表を支援し、市民の交流を図る。
- (6) 事業終了後、事業担当者は反省点などを次回の事業に生かすため、その結果を総括し、報告する。

3. 評価

- (1) 公民館は各年度の運営と事業の状況について公民館運営審議会や企画実行委員等の協力を得ながら点検と評価を行い、公民館の運営と事業の改善や充実に努める。
- (2) 事業の評価は、社会的重要性に基づき開催の意義に配慮して行う。

4. 広報

- (1) 公民館の広報活動に市民も参加し、広報誌やホームページ等により常に最新情報の提供に努める。

【資料2】 公民館講座から生まれた活動団体事例

公民館活動から、多くの地域活性化のグループ、まちづくりの拠点、行政との協働団体が生まれている。その実例を以下に示す。

例1 公民館講座・婦人学級「老後問題についての取り組み」より有志のグループ活動に発展、福祉会館を主体に活動し、「小金井老後問題研究会」として組織化され、リハビリ等直接的な働きかけを行ったことにより、小金井市の福祉行政に多大な影響を与えた。活動は、昭和46年から35年間継続され、市民協働の先例となつた。

例2 平成14年度 公民館講座「女性セミナー」開催

次年、講座の受講者有志が主体となり「子どもの時間を取り戻そう」講座を開催。以後、地道にこの活動を発展させ、現在のNPO法人「こがねい子供遊パーク」に発展。

※上記以外にも、公民館主催の女性講座から多くの子育て、子育ち関係団体が生まれ現在も活発に活動している。

例3 平成14年度貫井南分館講座「自分に戻れる時間をつくろうよ」の受講者有志で、子育てを応援する情報誌を作り、気軽に集える親子サロン、そして子供の自由な遊びを保障するプレイパークづくりと3つの動きが生まれた。平成15年「里山塾やまとや」誕生

例4 上記以外にも公民館女性学級から、幾多の活動団体が生まれている。

・きらり・グループあいなど

例5 公民館講座「わが町の財政講座」受講者有志の集まり。自治体財政という面から小金井市のこれからを考えていく。「小金井市財政ウォッチャー」月1回の活動。

例6 緑分館講座の剪定講座受講者が主体。平成14年発足。市の公共施設にある植樹、植木の剪定を行い、緑の環境美化に努める。小金井市より環境省、市民功労賞、また、平成22年には、国土交通大臣より緑化推進に貢献したとして表彰状を受ける。

例7 平成8年 公民館講座「シルバー大学」講座の受講生有志により、年間を通して学習できるグループを結成。以降月2回のペースで講師を招き、学習会、懇親会を実施。来年3月で350回を迎える。この3年間は、市民が作る自主講座を企画、広く市民に公開している。

例8 平成21年、囲碁クラブ「小金井鳥鷺の会」が中心となり、公民館東分館の講座「ひがしこども囲碁教室」を企画運営し、通年、毎週土曜日に小中学生を対象に実施。

【資料3】 本館仮移転後の公民館空白地域

小金井市的人口分布 総人口 117,001人 世帯数 56,738世帯 平成26年1月1日現在

東町 1丁目	3,083人	梶野町 1丁目	842人	関野町 1丁目	609人
2	2,925	2	2,306	2	617
3	1,965	3	2,339		
4	5,012	4	2,515		
5	2,417	5	1,556		
緑町 1丁目	1,777人	中町 1丁目※	(全城) 2,196人 2分の1(センター) 4,153	前原町 1丁目	1,627人 (全城) 1,895
2	3,619	2 ※	4,027	3	4,401
3	2,477	3	2分の1(センター) 1,838	4 ※	(全城) 4,128
4	2,455	4 ※		5	2,445
5	5,228				
本町 1丁目	3,980人	桜町 1丁目	2,426人 1,407 445	貫井北町 1丁目	1,792人 1,806 5,356 228 2,262
2	3,231	2		2	
3	1,972	3		3	
4	3,549			4	
5	5,212			5	
6	2,102				
※の丁目は、いずれかの公民館から1kmを外れる地域と住民数、およそ11000人が対象となる。				貫井南町 1丁目	2,603人 1,866 2,689 3,222 2,401
				2	
				3	
				4	
				5	

【資料4】 三多摩地区の公民館の動向

2016年（平成28年）5月まとめ

調査目的

1990年以降、社会構造の変化、経済の停滞、環境問題等の従来の枠を変えた諸課題が続出し、地方財政の悪化による行政改革の波、市民力の向上等、社会教育を取り巻く環境も大きく変化しており、各地方公共団体においては、社会教育についていろいろな動きがある。そこで、三多摩地区他市の社会教育（公民館）を巡る動向を調査し、小金井市の今後を考える参考とする

他市の動向ヒヤリング

動向調査中に、いくつかの不明点が生じた
国分寺市、三鷹市、狛江市、昭島市、多摩市、羽村市
の6市についてヒヤリング（次ページ☆印）

- 調査結果
- ・1990年以降、公民館の看板を下ろし、生涯学習センター化し、中央に大型総合施設として集中化。（C分類）
 - ・ただし、全体の3分の2の市は、従来通り、公民館として活動している。（A分類）

分類	市の数	分類内容	対象市
A	16	当初よりの公民館の考えを継承している市	小金井市、府中市、調布市、狛江市、国分寺市、国立市、昭島市、西東京市、東村山市、小平市、東大和市、日野市、稻城市、多摩市、福生市、あきる野市
B	1	生涯学習センター化したが、内容は、中央公民館・市民大学で構成され、公民館組織を残している市	町田市
C	1	生涯学習センター等に呼称を変え、内容も社会教育法の範疇から外した市（東久留米市、八王子市、羽村市は中央に、ホール併設で、教育、文化、芸術をすべて1極集中）。立川市は、右のごとく組織替えをした。	立川市、東久留米市、八王子市、羽村市 *立川市は、生涯学習推進センター化（生活学習係、市民交流係、地域学習館、文化財係で構成。旧公民館は、地域学習館5館となる。）
D	5	当初より公民館を設置していない、又は、方向性が把握できなかつた。	三鷹市（教育会館あり）武蔵野市、清瀬市、武蔵村山市、青梅市

東京都多摩地区の公民館設置状況

エリア	市名	都公連加入	ピアソング実施	公民館数	呼称、活動形態
北多摩	小金井	○		5	28年4月より公民館5館
(17)	武蔵野			0	生涯学習振興事業団「武蔵野プレイス」委託
	三鷹		○	(2)	社会教育会館（公民館機能）2、市民協働センター1、コミュニティーセンター等7
	府中			11	生涯学習センター1、地区センター11（公民館、図書館、児童館含む）
	調布			3	東部、西部、北部公民館、文化会館たづくり
	狛江	○	○	2	中央公民館（市民センター）西河原公民館 市民センター更新検討（公民館、図書館含む）
	国分寺	○	○	5	公民館5、各館配置の公運審中央へ集中、 別途市民参加による運営サポート会議設置
	国立	○		1	公民館1
	立川			0	5館配置のまま学習館へ名前変更
	昭島	○	○	1	KOTORI ホール・公民館
	西東京	○		6	公民館6
	東久留米			0	生涯学習センター「まろにえ」
	清瀬			0	公民館という呼称の設備無
	東村山			5	B,C中央公民館（建て替え中）1、公民館4
	小平	○		11	中央公民館1、公民館10
	東大和	○		5	中央公民館1、公民館4
	武蔵村山			2	公民館2あるも職員無、事業無
南多摩	八王子			0	生涯学習センター、生涯学習センター南大沢 分室、生涯学習センター川口分室へ
(5)	日野	○		2	中央公民館、分室、ひの社会教育センター有
	町田	○		1	生涯学習センター（市の組織に公民館掛有）
	稲城			5	文化センターへ（公民館、図書館、児童館）
	多摩		○	2	公民館2（1館に統合紛争中）Bへ移行
西多摩	あきる野			1	中央公民館
(4)	青梅			0	市民センター
	福生	○		3	公民館3、有料、無料のものあり
	羽村		○	0	生涯学習センター「ゆとろぎ」
				71	*1990年 74館

【資料5】 公民館費用（施設使用料）の受益者負担について

(1) 基本的な考え方(法律面より)

憲法・26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。

教育基本法・第四条

すべて国民は、等しく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

社会教育法・第二十条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進の寄与することを目的とする。

*上記等しく教育を受ける権利を有するとは、経済的な負担の有無により教育の機会を失わないように配慮する、すなわち無償にすることが望ましい。

(2) 公民館の役割より

・社会教育の場として、広く市民を対象に、市民が抱えている問題、課題、地域が抱えている問題、課題を市民参加で取り上げ、皆で学び、学びを通じて、自己成長を図り、学びの喜びを味わい、行動に移す。この行動の結果が、おのずと地域課題の解決、まちづくりに結び付く。このような活動の場を提供し、支援し、生みやすくするのが公民館の役割。

*上記のごとくの役割を果たしている公民館活動を有料化することは、市民に負担感を与え、住み続けたいと願われるまちづくり、地域活動を停滞させる恐れがある。

(3) 小金井市議アンケートより

(2016.10月「公民館のあすを考える会」が実施した、社会教育施設（公民館）に関する議員アンケート集計結果より、設問6問のうちの1つ)

設問：公民館の今後についての考え方、例えば民間委託、有料化等についての意見

回答：17人の回答者のうち、有料化についての意見5名あり、明確に有料化に反対4名、賛成1名、その他1名今後利用者や関係者の想いを尊重して議論すべきとの回答有。

- ・経済的に厳しい人もそうでない人も等しく社会教育活動に参画できるというのが社会教育施設の役割です。有料化は格差を生み出すので問題あり。（反対）
- ・民営化や有料化は行うべきではない。公民館は、単なる集会施設との考えではなく、より市民に開かれたものにしていく必要あり（反対）
- ・受益者負担の考えでの有料化は、公民館における受益者とは地域でありなじまない。有料化したが、高齢者、福祉団体への減免措置も合わせて規定されて、手続きが煩雑で実質無料が多い。（反対）
- ・公民館の有料化は相応しくないという意見もありますが、そんなことはないと思う。（賛成）

(4) 行財政改革市民会議より

公民館業務の見直し(N075)で、公民館業務の有料化を、提言している。
(27年度末までが対象)

(5) (仮称)小金井市第4次行財政改革大綱策定に伴う市民の意識調査報告書(27年3月調査)

問:市では、集会施設、公民館、スポーツ施設など各種公の施設の利用、がん検診などのサービスを始めとした特定の利用者が利益の程度に応じてその経費の全額または一部を負担し、実質的な公平性を確保するという、受益者負担の考え方を取り入れるよう勧めています。この考え方について、あなたはどう考えますか。

調査結果(577人回答)

- | | |
|--|-------|
| ・公共サービスである以上、その費用は全額公費にて支出すべき | 15.8% |
| ・特定の利用者に対するサービス提供の対しては、その利益の程度に応じて、
利用者が一定経費を負担すべきである | 71.9% |
| ・特定の利用者に対するサービス提供の対しては、利用した人が全額費用を
負担するべきである | 5.5% |

(6) 有料化した時の金額的効果

今後の検討事項

■ 公民館費用（施設使用料）の受益者負担についての三多摩地区他市の動向

全体の仕分け

平成 29 年 1 月まとめ

A : 100%無料	小金井市、国立市、西東京市
B : 条件付き無料	国分寺市、府中市、調布市、小平市、東大和市、日野市、福生市、稻城市、あきる野市、町田市、昭島市
C : 100%有料	武蔵野市、三鷹市、東久留米市、東村山市、八王子市、羽村市、立川市、狛江市、多摩市、武藏村山市

(※公民館活動なし：清瀬市、青梅市)

<B グループの実態>

(有料としているが、社会教育団体等登録団体は無料としている。)

・国分寺市：無料の比率 99%

市内在住・在勤・在学者による自主グループ・団体は無料。

行政関係団体

市内所在の教室・流派の発表会などは、年度内に 1 回、会場を有料で利用可能。

自主グループのメンバーの半数以上が国分寺市外のグループは有料で利用可能。

・府中市

無料団体（社会教育関係団体）

有料団体（上記以外）

・調布市

使用は、有料を原則としているが、社会教育関係団体が社会教育活動を目的として使用する場合は、減免または免除。

・小平市

施設の利用は有料。ただし、社会教育団体などが学習活動等を目的とした場合は、免除される。

・東大和市

自主グループや自治会、PTA など社会教育法の目的に沿った活動は無料。

・日野市

団体登録した団体が社会教育活動のため使用する場合は無料。

・福生市

社会教育法第 20 条目的で使用する場合は無料。

・稻城市

市民の自主的な社会教育活動であれば無料。

<C グループ 100%有料>

- ・芸術文化設備（大型ホール等）等を併設して、総合文化設備として、生涯学習センター化し、有料化している市
　　東久留米市、東村山市、八王子市、羽村市
- ・三鷹市は、29年4月生涯学習センター開設、公民館機能を持った社会教育会館廃止。有料化へ
- ・武蔵野市は、図書館を含む武蔵野プレイスあり、有料